

第7 輸送・交通関係

1 防災活動拠点

(1) 地区防災活動拠点

平成29年4月1日現在

施設名	面積 ha	利用区分	付帯施設等	備考	想定 災害	施 設 管理者	施 設 電話番号
県立渥美農業高校 屋外運動場	1.4	自衛隊 災害派遣部隊	校舎、武道場、屋内運 動場、プール等	ヘリ 可能	地震	学校長	22-0406
赤羽根文化広場	7.2	警察広域 緊急援助隊 緊急消防 援助隊	ふれあい会館、パター ゴルフ場、テニスコー ト	ヘリ 可能	地震	市(教)	45-2823
赤羽根 市民センター	2.5		図書館、文化会館、赤 羽根福祉センター		地震	市	45-3111
田原市消防署	0.7	緊急消防 援助隊	消防庁舎、訓練塔、航 空燃料庫		風水 害・ 地震	市	23-0119
はなのき広場	3.6	自衛隊・警察	図書館、文化会館、体 育館、駐車場		風水 害	市(教)	22-6061
JA愛知みなみ 東部管理センター	0.9	物資集積拠点			地震	JA	23-1800
田原青果センター	0.9	物資集積拠点			地震	前澤 物産	27-0201

(2) 臨海広域防災活動拠点

平成28年4月1日現在

施設名	面積 ha	付帯施設	内容	備考	施 設 管理者	施 設 電話番号
三河港田原埠頭 2号岸壁	1	3号荷捌き地	耐震強化岸壁(－5.5m) 1バース100m	ヘリ 可能	県三河 港務所	0532- 31-4155

2 道路通行規制区間

(1) 特殊通行規制区間

県建設局道路維持課

担当県 事務所	道 路 名		規制区間		通行予備規制 (通行注意) 気象条件	通行規制 (通行止) 気象条件	注意内容
	種 別	路線名	区間	区間長(km)			
東三河 建設	一 般 県 道	田原豊橋 自転車道	越戸町 若見町	4.00	強 風 波 浪 津 波 各注意報	暴風・大雨 洪水・高潮 波浪・津波 各警報	強 風 波 浪
東三河 建設	一 般 県 道	田原豊橋 自転車道	日出町 日出町	1.08	強 風 波 浪 津 波 各注意報	暴風・大雨 洪水・高潮 波浪・津波 各警報	強 風 波 浪

(2) 災害時の通行規制対象路線

県警察本部 令和6年5月現在

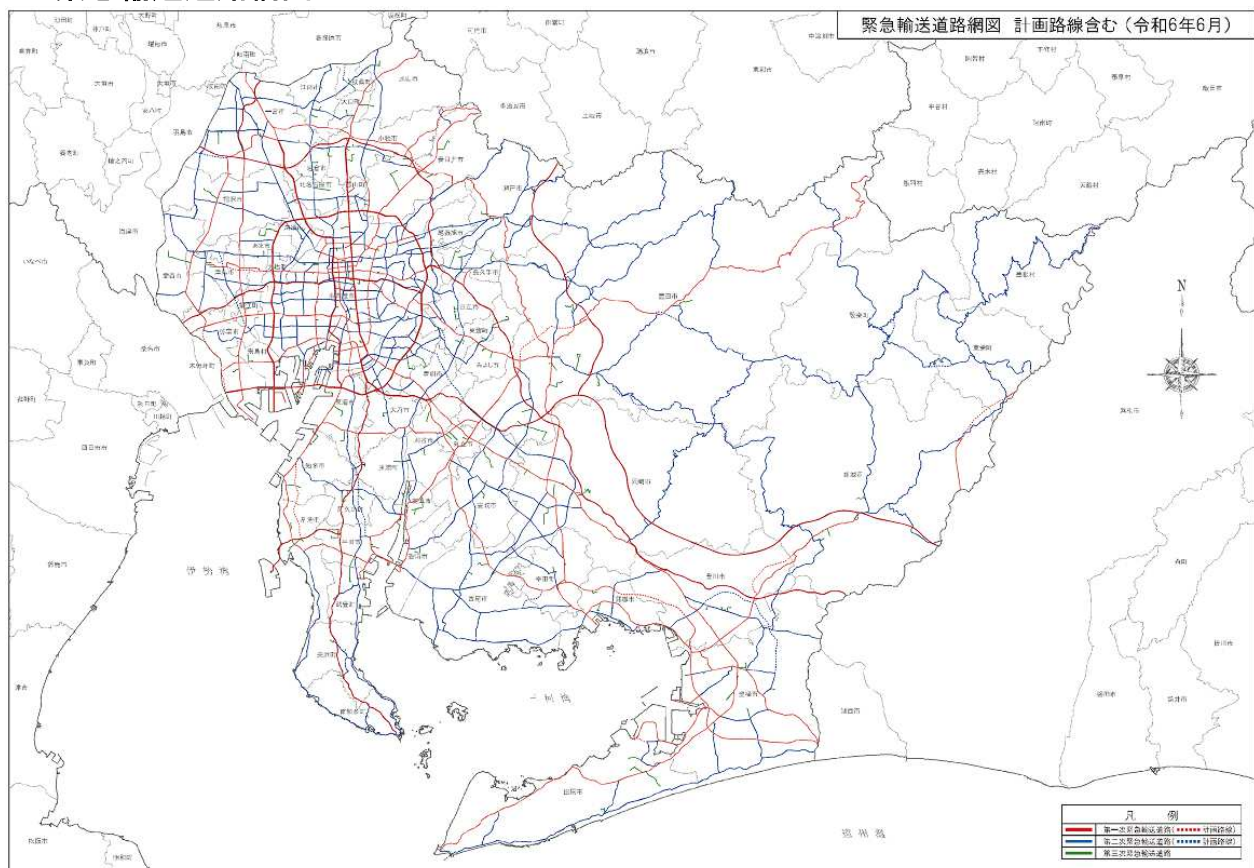
区分	路線名・ 路線番号	起点	終点	距離 (Km)
最優先路線	(国) 42 号	豊橋市東細谷町 (静岡県境)	伊良湖町 (伊良湖港入口交差点)	46.5
優先路線	(国) 259 号	豊橋市八町通 (西八町交差点)	伊良湖町 (伊良湖港入口交差点)	44.6
重点路線	(主) 豊橋 渥美線	豊橋市神野新田町 (豊橋港インター交差点)	緑が浜一号 (西浦橋西交差点)	12.2
		保美町 (保美交差点)	堀切町 (堀切交差点)	4.5
	(主) 田原 高松線	高松町 (高松一色交差点)	大久保町 (大久保南交差点)	4.4

(3) エリア交通規制 (三河エリアで発生した場合)

県警察本部

	路線名	検問場所	抑制・制限方向
県境	国道42号	豊橋市東細谷町 東細谷交差点	西進

3 緊急輸送道路網図



4 緊急通行車両等の確認手続等実施要領

県警察本部

1 はじめに

次に掲げる確認の事務に関し、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）として使用するものの事前届出及び確認の手続等を行います。

- (1) 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項の規定により災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認
- (2) 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下「地震法施行令」という。）第12条第1項の規定により大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）第24条に規定する緊急輸送を行う車両であることの確認
- (3) 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下「原災法施行令」という。）第8条第2項において災対法施行令第33条第1項の規定を読み替えて適用することとされる緊急事態応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認
- (4) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第39条において災対法施行令第33条第1項の規定の例によることとされる国民の保護のための措置を実施する車両として使用されるものであることの確認

2 愛知県との申し合わせ事項に基づく申請様式及び受付先

緊急通行車両等の事前届出及び確認の手続に関する事務の取扱いについては、緊急通行車両等の運用手続に関する申合せ（平成22年2月16日付け愛知県防災局災害対策課及び愛知県警察本部交通部交通規制課間申し合わせ。以下「申し合わせ」という。）により、申請の様式を定めたほか、受付先は各機関が保有する車両を使用する本拠の位置を管轄する警察署交通課としています。

3 事前届出の手続

(1) 事前届出の対象車両

事前届出の対象となる緊急通行車両等は、申請者となる指定行政機関等が別表の左欄に掲げる法令に基づく確認に応じ、同表の右欄に掲げる要件を満たす車両となります。

(2) 申請に必要な書類

ア 申し合わせ様式第1の緊急通行車両等事前届出書2通に必要な事項(別添第6の記載例を参考としてください。)を記入し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通及び申し合わせ様式第2の緊急通行車両等事前届出書一覧表2通を添付して提出してください。

イ 届出者が指定行政機関等との契約等により業務を代行するものである場合は、前記アに掲げるもののほか、契約書、輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写し（当該書類がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を提出してください。

(3) 届出済証の交付等

受付先の警察署交通課から届出済証の交付を受けてください。交付された届出済証は亡失、滅失等のないように保管・管理に気をつけてください。

(4) 再交付

事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した場合は、申し合わせ様式第1の緊急通行車両等事前届出書2通に必要な事項を記入して提出してください。

なお、変更が生じた場合及び汚損等による場合は、旧届出済証を添付して再交付申請を行ってください。

(5) 届出済証の返納

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等として使用する車両に該当しなくなった場合、当該車両が廃車となった場合その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったと認める場合は、速やかに交付を受けた警察署交通課へ届出済証を返納してください。

4 確認の手続

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

原則、届出済証の交付を受けた警察署交通課に当該車両に係る届出済証を提示し、緊急通行車両等であることの確認を受けてください。

提示した届出済証は警察署交通課で保管し、緊急通行車両等であることを示す標章及び証明書(以下「標章等」という。)の交付を受けます。

交付された標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書は当該車両に備え付けてください。

(2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認

警察署交通課にある緊急通行車両等届出書に必要な事項を記入して提出するとともに、当該車両を使用して行う事務又は業務の内容を疎明する書類の写しを添付して申請し、審査を受けた結果、緊急通行車両等であると確認された場合は標章等を交付します。交付された標章等は、前記(1)と同様の措置をとってください。

(3) 標章等の返納

交付を受けた標章等は、必要がなくなれば返納してください。

5 規制除外車両

民間事業者等の社会経済活動のうち大規模災害時に優先して通行すべき車両として、公安委員会が災害時の通行を認めた車両であって、緊急通行車両等に該当しないものをいいます。

また、次のいずれかに該当する車両は、事前届出を行うことができ、警察署等で確認手続を行うことにより、緊急交通路を通行することができます。

- 医師・歯科医師、医療機関が使用する車両
- 医薬品・医療機器・医療用資機材等を輸送する車両
- 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送車両

※ 車検証のほか、医師であること、医薬品製造者であること、構造や形状がわかる写真が必要となります。

6 参考資料

(略)

様式第1

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護 措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 愛知県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏 名		第 号 地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護 措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 愛知県公安委員会 印
番号票に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は2部作成して、該当車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を所管する警察署等に提出してください。		

(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

2 届出内容に変更が生じた場合又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。

3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。

(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。

(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。

(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

注 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第2

緊急通行車両等事前届出一覧表					
申請年月日		年 月 日			
申請機関等					
提出先		☐ 警察本部交通規制課 ☐ 警察署			
申請車両		合 計 台			
申 請 車 両	整理 番号	車名等	車両番号	使用目的	配車先
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
20					

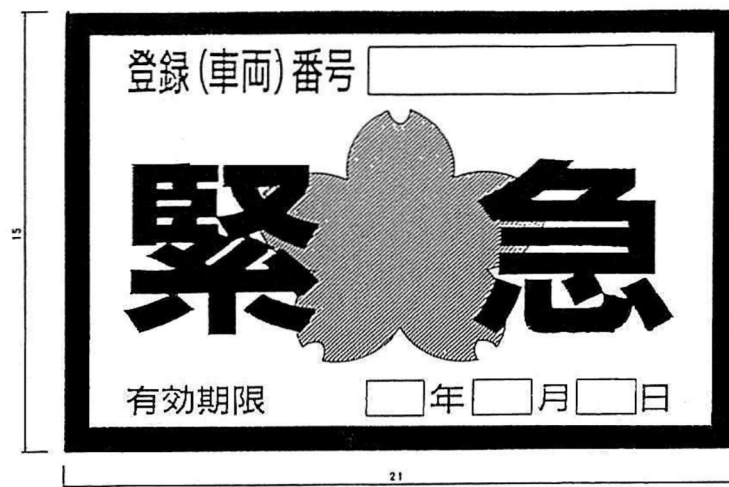
県警察本部

年 月 日		
緊 急 通 行 車 両 等 届 出 書		
愛知県公安委員会 殿		
届出者住所 (電 話) 氏 名		
番号標に表示されて いる番号		
車両の用途（緊急輸送を行 う車両にあつては、輸送人 員又は品名）		
使用者	住 所 (電話)	() 局 番
	氏 名	
通行時間		
出発地等	出発地	通行目的
備 考		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所 (電話)	() 局 番	
	氏 名		
通行日時			
通行経路		出発地	目的地
備 考			

注 用紙は、日本工業規格A5とする。



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、〔登録（車両）番号〕、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長の単位は、センチメートルとする。

5 市建設車両等保有状況

(1) 建設車両

種類	数量	備考
中型トラック	1	クレーン付（維持管理課）
軽ダンプ	2	街づくり推進課1、渥美資源化センター1、維持管理課1
小型ダンプ	5	東部資源化センター1、赤羽根環境センター1、衛生センター1、維持管理課1
中型ダンプ	4	東部資源化センター2、維持管理課1、渥美資源化センター1
道路清掃車	1	維持管理課1

(2) 建設機械

種類	数量	備考
グレーダー	1	維持管理課1
ホイールローダ	1	街づくり推進課1
バックホー	2	東部資源化センター1、赤羽根環境センター1、維持管理課1
ブルドーザー	1	渥美資源化センター1
フォークリフト	5	東部資源化センター3、赤羽根環境センター1、渥美資源化センター1
タイヤショベル	2	維持管理課1、地域課1
ローラー	1	スポーツ課
トラッシュローダー	2	東部資源化センター1、渥美資源化センター1

※現有自動車数の状況

県会計局調達課、県環境局環境政策課 平成28年4月1日現在

普通貨物自動車	普通乗合自動車	普通乗用車	軽自動車	小型貨物自動車	小型四輪乗用車	特種自動車	特殊自動車	合計
9	11	15	77	42	12	73	2	241

6 一般社団法人愛知県トラック協会保有車両状況

貨物自動車数（営業用トラック）

平成28年4月1日現在

事務局	関係地域	保有車両数				連絡先	
		大型車	中型車	小型車	計	電話	所在地
東三支部	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・北設楽郡	3,058	1,723	767	5,548	0532-32-2611	豊橋市 神野ふ頭町1-9

7 鉄道

区分	鉄道名	区間	延長
私鉄	豊橋鉄道 渥美線	三河田原 ～ やぐま台	4.0km

8 港湾

(1) 航路

県建設局港湾課 平成28年7月1日現在

港湾名	名称	位置	水深 (m)	延長 (m)	幅員 (m)
三河港	田原航路	田原市片浜町地先田原埠頭泊地 (-10.0m) から豊橋航路に至る	-10.0	2,730	250
福江港	福江航路	福江泊地から港中央部へ	-2.5	800	20～70
	向山航路	向山泊地から福江航路へ	-2.0	200	30
	折立航路	折立泊地から渥美湾へ	-0.5	750	15
	古田航路	古田泊地から港中央部へ	-1.5	30	50～80

(2) 岸壁

県建設局港湾課 平成28年7月1日現在

港湾名	名称	位置	延長 (m)	エプロン幅 (m)	水深 (m)	耐震化済	係船能力	
							トン数	隻数
三河港	田原埠頭1号岸壁	緑が浜田原埠頭	120	15.0	-4.5		700	2
	田原埠頭2号岸壁	緑が浜田原埠頭	400	14.0	-5.5	済(1隻分)	2,000	4
伊良湖港	魚市場前岸壁	伊良湖町渥美魚市場前	80	15.0	-4.0			
	魚揚岸壁	伊良湖町渥美魚市場前	50	11.3	-4.0			
	フェリーボート発着岸壁	伊良湖町宮下地先	14.7	18.5	-4.0			

9 三河港・伊良湖港の避難可能船数

県建設局港湾課 平成28年7月1日現在

三河港 (隻)	伊良湖港 (隻)
小型船 202	小型船 74

※三河港は、既存小型船だまりの隻数を計上

10 県防災ヘリコプター燃料備蓄基地

平成28年4月1日

名称・所在地	連絡先	燃料の種類・数量
田原市消防本部 消防署 田原町丸田14番地	田原市消防本部 消防署 0531-23-0119	JET A-1 第4類第2石油類 ドラム缶3本

※ 1 本（200 L）で約30分飛行可能。

（参考）ヘリコプター燃料の調達：マイナミ空港サービス㈱ 名古屋事業所 給油課 （0568-29-1031）

11 緊急時ヘリコプター離着陸可能場所

	名 称	所在地	電話番号	所有者 又は 管理者	避難	面積 (㎡)	幅(m)* 長さ(m)	至近水利 までの 距離(m)	経度(東経)	緯度(北緯)	機種 別	着陸帯
1	田原中学校	田原町椿 1-1	22-1218	学校長	○	18,958	140*130		137.26 82	34.67 42	中型	21×18m
2	東部中学校	神戸町中尾 16-1	22-0407	学校長	○	21,183	110*200		137.28 73	34.65 93	中型	38×38m
3	ふるさと教育セン ター屋外運動場	野田町籠田 3	36-6614	田原市	○	16,056	80*140		137.20 19	34.65 30	中型	
4	高松小学校	高松町蔵屋敷 18	45-2068	学校長	○	7,539	50*70	50	137.23 55	34.62 63	小型	
5	赤羽根小学校	赤羽根町西瀬古 87	45-2023	学校長		5,395	50*50	40	137.19 88	34.61 19	小型	
6	赤羽根中学校	赤羽根町出口 107	45-2057	学校長	○	7,197	50*70	60	137.19 59	34.61 17	小型	
7	赤羽根文化広場	高松町尾村崎 443	45-2823	田原市		25,600	110*230		137.22 10	34.62 63	中型	
8	旧泉中学校	江比間町女郎川 15-2	23-3530	教育委員 会	○	6,400			137.15 08	34.64 68	小型	
9	福江高等学校	古田町岡ノ越 6	32-0132	学校長		6,000			137.10 64	34.62 06	小型	
10	福江小学校	福江町宮ノ脇 1	32-0104	学校長	○	9,203			137.10 30	34.62 41	小型	
11	福江中学校	中山町北松淵 4	32-0112	学校長	○	8,400			137.09 23	34.62 98	中型	
12	亀山小学校	亀山町小中原 68-1	35-6210	学校長	○	8,019			137.06 77	34.60 90	小型	
13	渥美運動公園 野球場	小塩津町後山 1	38-0111	田原市	○	9,000			137.09 05	34.60 34	中型	
14	渥美運動公園 多目的広場	小塩津町後山 1	38-0111	田原市		16,321			137.09 23	34.60 44	中型	
15	渥美農業高等 学校	加治町奥恩中 1-1	22-0406	学校長		13,777	100*70		137.24 57	34.65 75	小型	
16	滝頭公園 多目的広場	田原町西滝頭 6	22-0246	田原区		11,500			137.24 43	34.67 04	中型	
17	白谷海浜公園	白磯 1	22-7300	白谷区		6,000			137.23 34	34.68 63	中型	
18	ほりきり広場 多目的広場	堀切町出口 1-1	—	田原市	○	7,680			137.07 74	34.59 39	小型	
19	旧伊良湖小学校 運動場	日出町大越 1265	35-6900	教育委員 会	○	5,834			137.04 09	34.58 57	中型	

※表中「避難」の「○」は、避難場所を示す。

12 県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場

平成28年10月1日現在

	名 称	所在地	電話番号	所有者又は 管理者	経度(東経)	緯度(北緯)	機種 別	着陸帯	区分
1	白谷海浜公園 芝生広場	白磯1	22-7300	白谷区	137.23 34	34.68 63	中型	38×38m	夜間
2	赤羽根文化広場 多目的運動広場	高松町尾村崎 443	45-2823	田原市	137.22 10	34.62 63	中型	38×38m	一般
3	渥美運動公園 多目的広場	小塩津町後山 1	38-0111	田原市	137.09 23	34.60 44		20×20m	一般

※区分のうち「一般」は一般離着陸場、「防災」は防災対応離着陸場を指す。

13 漁船隻数

2018漁業センサス 令和2年3月17日公表

事業名 (漁協名)	電 話	船外機付 漁船	動力漁船		計	所在地
			5トン以上	5トン未満		
小中山	0531(32)0219	103	0	1	104	小中山町北郷 295
渥美	0531(32)2332	283	3	64	350	古田町橡木間 56-2
愛知外海	0531(45)2040	4	18	9	31	赤羽根町池尻田 6
計		390	21	74	485	

14 貸切バス（一般貸切旅客自動車事業者車両数）

中部運輸局 平成28年4月1日現在

事業者名	住所	電話番号	大型	中型	小型	合計
渥美交通(株)	田原市浦町鬼塚 20-4	0531-29-2772	0	3	2	5
豊鉄ミデイ(株)	田原市神戸町後申 18-5	0531-23-7210	0	2	1	3
豊鉄バス(株)	豊橋市植田町字新津田 38	0532-44-8417	7	0	0	7
豊鉄観光バス(株)	豊橋市磯辺下地町字東坪 51	0532-46-0273	38	4	0	42
東神観光バス(株)	豊橋市大脇町大脇ノ谷 74-88	0532-69-2501	34	8	15	57

15 主な船舶の事業者

中部運輸局 令和6年4月1日現在

事業者名	電話	種別	数量		定員	所在地
			隻数	総トン数		
伊勢湾フェリー(株)	0531-35-6217	旅客船	3	7,074	1,490	伊良湖町宮下 3000-65 伊良湖営業所
神島観光汽船(株)	090-1989-7423	旅客船	1	19	70	三重県鳥羽市神島町 164
名鉄海上観光船(株)	0531-35-6868	旅客船	9	571	912	伊良湖町宮下 3000-65 伊良湖営業所